

(1) 施設基準の規定

■改正食品衛生法で定められた営業許可業種の施設基準（参酌基準）を踏まえて、施設基準を条例で規定。

（参酌基準とは、条例制定にあたり、十分に参照しなければならない法令上の基準）

○改正食品衛生法

第54条 都道府県は、公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、厚生労働省令で定める基準（※1）を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。（※2）

※1 改正食品衛生法施行規則

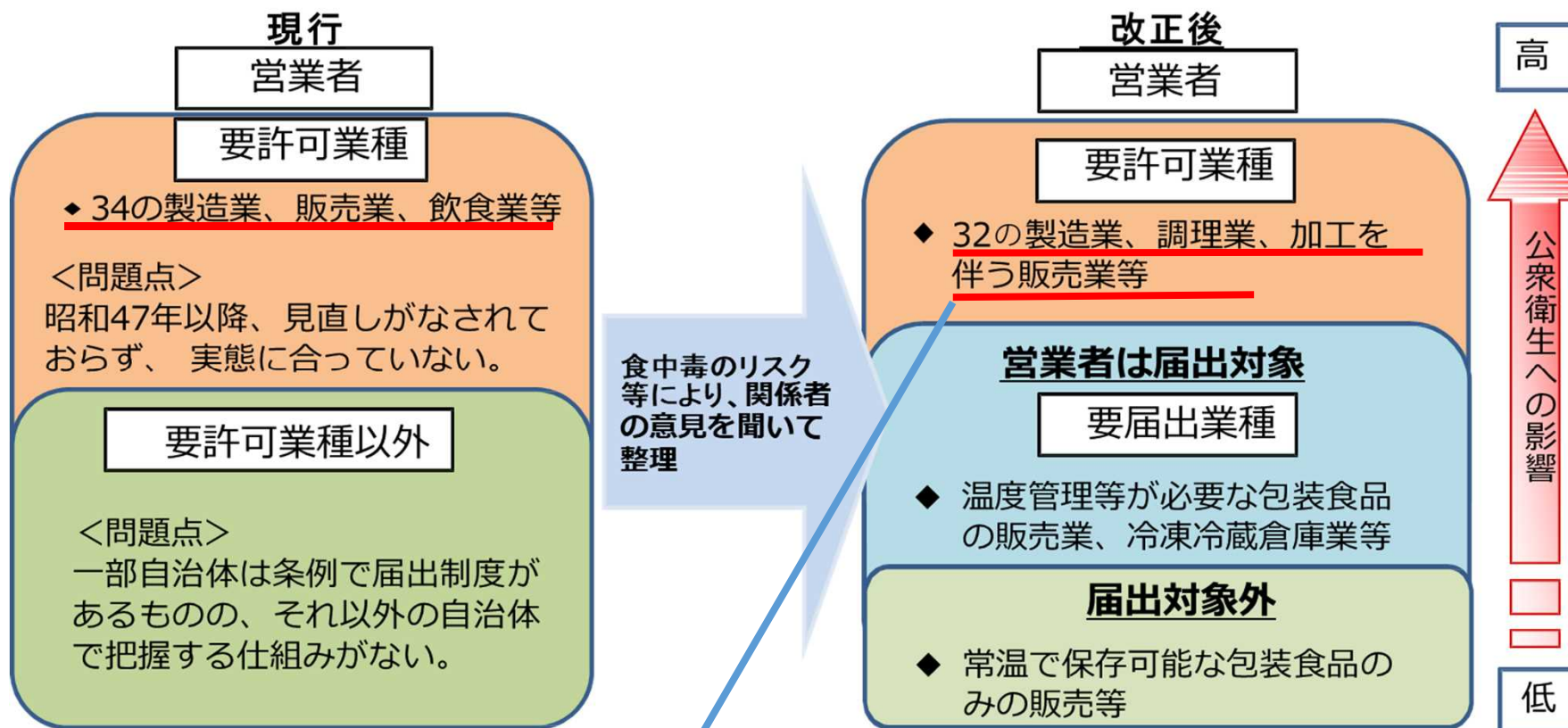
第66条の7 法第54条に規定する厚生労働省令で定める基準は、令第35条各号に掲げる営業（同条第2号及び同条第6号の営業を除く。）に共通する事項については別表第19、同条各号に掲げる営業ごとの事項については別表第20、法第13条第1項の規定に基づき定められた規格又は基準に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業の基準にあつては、別表第19及び別表第20の基準に加え、別表第21のとおりとする。

※2 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（案）

- ・省令別表第19、別表第20、別表第21を踏まえ、条例第2条別表第1（営業に共通する事項）、別表第2（営業ごとの事項）、別表第3（生食用食肉又はふぐを取り扱う営業の追加基準）を規定
- ・改正法や現行施行細則を踏まえ、臨時営業の施設基準を別表第4に規定

(2) 臨時的営業の規定

■改正食品衛生法では、営業許可制度が見直し



さらに、法令では、飲食店営業のうち、簡易な営業について、営業の内容や施設の緩和基準について規定

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（案）

法令や他県の状況を踏まえ、これまでの簡易営業を臨時営業として規定

■簡易な営業は、新たに改正食品衛生法に定義されたため、 これまで施行細則に規定していた簡易営業を臨時営業として規定

改正食品衛生法

- 飲食店営業のうち、簡易な営業：そのままの状態での飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。
- 簡易な営業については、飲食店営業の施設基準を一部緩和する規定

現行の規定（施行細則）



食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（案）

- 簡易営業：組立式パネル、テント、屋台等の簡易な構造物（簡易施設）を道路、公園、デパートの建物内、屋上等に設置して食品を保存等する営業。
※単一施設で複数の営業を行う場合は、複数の許可を要取得
- 営業の種類に応じて、販売できる食品が規定
 - ・飲食店営業：調理方法が容易で、販売直前に十分に加熱された食品及び飲物類のみ
 - ・喫茶店営業 削氷、アイスクリーム類及び飲物類
 - ・アイスクリーム類製造業 殺菌液状ミックスを原料として製造されたソフトクリーム
 - ・菓子製造業、冰雪販売業 等

- 臨時営業・・・政令第35条第1項に規定する飲食店営業のうち、道路や公園並びに施設の敷地内等の屋外又は屋内において一時的に開催される催事等の期間中に行う、若しくは出店した日ごとに施設の撤去を行う営業形態にて、速やかに撤去できる簡易な施設（簡易施設）で食品を調理・販売する営業
※単一の営業許可「飲食店営業（臨時的営業）のみで、取扱い可能な食品の範囲を拡大【1施設1許可】

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（案）の概要

(3) 水道水以外の水について規定

■改正食品衛生法では、食品又は添加物を製造し、加工し、又は調理するときに使用する水について規定。そのうち、水道法で規定される水以外を使用する場合の飲用に適する水について条例で規定

現行の規定

使用水等の管理

- (1) 施設で使用する水は、食品製造用水であること。
- (2) 水道水以外の水を使用する場合は、次の措置を講ずること。
 - ア 使用する水を食品製造用水とするため、ろ過、殺菌その他の措置を講ずること。
 - イ 年1回以上水質検査を行うこと。ただし、水が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行うこと。
 - ウ 水質検査の結果を記載した書類は、1年間保存すること。
- (3) 水質検査の結果により、使用する水が食品製造用水に適合しないと認められたときは、直ちに当該水の使用を中止し、保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。
- (4) 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。
- (5) 飲食の用に供し、又は食品及び添加物に直接接触する氷は、食品製造用水からつくり、衛生的に取り扱い、貯蔵すること。
- (6) 使用した水を再利用する場合にあっては、必要な処理を行うこととし、当該処理の工程は、適切に管理すること。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（案）

使用水等の管理

飲用に適する水は、食品製造用水（食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品一般の製造、加工及び調理基準に規定する食品製造用水をいう。）のうち水道水以外の水に適用される検査項目及び知事の定める項目の規格に適合する水をいう。

※これまでと同等の規格に加え、地域の水質状況等を踏まえて知事が検査項目を定められる規定に。